**農地法関係の提出書類について（２条申請）**

書類提出締切日 毎月末日前後

★ 農地法第２条の農地でない旨の証明願い（非農地証明）

[高野町農業委員会会長あて]

この証明願は、現状が農地でないため農地法の適用がないことを証明するためのもので、農業委員会が発行する。（**なお、この証明は、農地法などの法律に基づく行政処分ではなく、農業委員会が慣例もしくは都道府県の通達に基づいて事実上の証明行為として行っているいわゆる行政上のサービス行為です。**）

昭和２７年１０月２０日以前にすでに非農地になっている場合は、農地法施行前のため無断転用ではないが、それ以降に転用されたものについては**２０年以上経過**し、かつ**やむを得ない**と判断できる場合にのみ発行する。なお、売買・贈与等があった場合はそれ以後**２０年以上経過**しないと発行できない。

申請者は原則として土地所有者とするが、共有の場合は他の者の同意を得て代表者が申請しても良い。又、未相続の場合も他の相続人の同意を得て代表者が申請しても良い。

（提出書類）

１．証明願　２部 『Ａ３サイズ』

２．登記簿謄本（全部事項証明書）１部

３．現況写真　２枚（２方向から撮影すること。各１枚　筆が複数ある場合も同様。）

４．付近見取図　１部（住宅地図でも可）

５．字図（公図）　１部

６．平面図（1/100～1/500 程度）１部［隣接地の地番・地目・所有者・**官民境界・民々**

**境界**等を明記の上、**境界線を朱線で明示**すること。］

７．その他委員会が必要と認める書類

※提出頂いてから、後日農業委員会にて現地調査を行いますので、その際は、現場案内等

をお願いします。

　※証明書様式はＡ３で提出してください。

【問い合わせ先】高野町農業委員会　℡０７３６－５６－３４４３